

遞信省用電柱の移轉に就いて

幹事 田 中 好

近時道路工事が各地に於て執行され、荷馬車を標準として築造された昔時の道路が改良され、近代交通の要求を満す道路が日一日と多くなつて行くのは、萎靡衰頹して居る我國産業を進展せしむる爲に寔に喜ぶべき現象である、此現象を益多からしむる爲には容易に工事を執行する方法を講ずることが刻下の緊要事である、之が爲には土地收用法等に於て道路敷地と爲るべき土地の收用を許容し、不法に或は不當に土地の所有權又は使用權を主張するものに對しては、國家の權力を以て之を強制徴收することが出来るので、是等の事由の爲に道路工事の進捗を妨げらるることは尠い

のであるが、道路工事擔任者が常に困難するのは土地收用法の適用外に置かれてある遞信省用電柱の移轉である、道路工事を施行する場合に於て工事の爲に障礙となるべき電柱又は折角改築した道路の中央に存在して交通上の障害と爲る電柱の移轉を遞信省に要求するのであるが遞信省は此移轉に對し多額の移轉料を要求し之を支拂はなければ移轉しない、然るに道路費用を負擔する公共團體の財政は之を支辨する能力がないので遂に工事の施行が遅延し又は折角改築した道路の中央に電柱が存在して著しく交通を阻害し折角の道路工事の効果を滅却せしむるものが尠くない、是等は國家政策の大局から觀て不適當なことであるが、道路法は此點を如何に取扱つたかを研究し移轉料を要求する遞

信省の行爲が正當であるか、之が支出を躊躇する道路管理者が間違つて居るのかを明かにしたいのが本稿の目的である。

二

道路に電柱を建設することは道路の占用であつて、遞信省の經營する電話電信等の如き國の事業の爲道路を占用する場合に關しては、道路法第二十八條第二項の規定に依つて當該官廳は主務大臣と協議して道路を占用することが出来ることゝ爲つて居る、従つて道路占用の許否權が道路管理者に在りとする原則に對して國の事業の爲にする占用に就いては例外を設けて居るのである、併しながら立法論として考ふるときは道路を特定人に占用せしむるが如き重大な事項を國の事業であると言ふことに依つて道路管理者當然の權限より占用許否權を奪ひ去つたことの可否は論議の價値ある問題であるが、道路法制定前に在つては陸地測量標條例、水路測量標條例、電信電話線建設條例及軍用電信法

等の規定に依つて、是等事業の爲に道路を占用するときは當該官廳が道路管理者に對し一片の通知を發して直に占用することが出来た、爲に道路交通を阻害する占用を頻出する狀況であつたので道路法の制定を機とし、此の如き方法を排除して一に道路法の規定に吸收することを圖つたのであつて至極適當な方針であつたが、遞信省は此くの如く占用權を管理者の權限に屬せしむるときは電信電話線建設條例で道路を占用したことに比較して非常な手数を要し通信事務を完全に行ふことが出来ないと言ふことを理由として、現行法第六十三條の規定に反對し大正六年に議會に提出せらるる筈であつた道路法も遂に大正八年まで提出を觀なかつたのである。

此反對ある以上は道路法を議會に提出することが出来ない、何等かの妥協點を發見して兩意見を調和する必要があるとのことで第二十八條第二項の規定が設けられたのである、道路法制定の急に迫られて居た當時の狀態からして或は已むを得なかつたことであらうが、反對意見は唯た官廳

の手續を省略すると言ふたけのことであつて、官廳手續の爲に管理の原則を打破つたことは返す々々も残念なことであつた、當時その間に在つた某氏の説明する所に依れば此緩和規定を設けると同時に閣議に於て各種の條件が附せられたと言ふことである、其の條件は(1)道路法第四條に依り命令を以て定むる工作物中には「マンホール」地下線等の如き電信電話工作物を含ましめざること、(2)電信電話工作物の工事は道路法第二十五條に依り之を執行せしめざること、(3)道路法第二十八條の規定は内務遞信兩省の間に於て豫め電信電話工作物建設方法を遂げ置き當該官廳其の標準に従ひ工事を実施する場合に於ては占用の都度箇々の協議を要せざること、(4)道路に關する工事の爲必要を生じたる電信電話工作物移轉等に要する費用は道路法第四十一條の規定に依る特別の事由ある場合と爲さざること、等であつて其の閣議の趣旨に依り内務遞信兩省は協議を遂げ、

其の協議の内容に就いては大正九年四月一日遞土第一號を以て内務省土木局長より道路管理者一般に通牒されて居

る、其の内容の詳細は茲に詳述しないが、線路の測量建設のことより線路の移轉損害補償及現存線路の整理等に就いて數十項に亘つて居る。

今其の協議内容の解説は別として一般論からして、道路管理者が交通上の必要よりして新設し改築した道路を管理する職責を有するに拘はらず、其の道路を特定人が獨占することに就いて何等の意見を發表するの機會を得ないのは果して適當なことであろうか、吾人は其の適否を疑ふ、否なり其の適切ならざることを主張するのである、蓋し國の事業の爲にする道路の占用も、道路の交通を妨げざる限度に於てすべきものなることは道路の本質上當然のことであつて多言を贅せないのであるが、具體的の占用が交通を妨ぐるや否やを決定すべきものは管理者であつて占用者ではない、然るにも拘はらず其の決定權を有する者が干與の權限ないとすれば道路管理者をして完全な道路の管理を義務附けながら、完全な管理權を行使すること能はざらしむるのであつて、道路法が曩に述べた各特別法に存する道路の

占用を道路法に統一したと言ふ第六十三條制定の實質的精神は此點に於て全部没却せらるゝことゝ爲るのである、併しながら今は其の占用方法が實行されて居るのであるから之が批評等立法の缺點に就いては後日稿を更めて評論することゝ今は移轉の問題に付論述せむとするのである。

三

土木局長の協議内容を示した前記通牒に依るときは、(1)道路管理者より線路移轉の請求ありたるときは占用者は遅滞なく其の工事設計及豫算を提示し工事施工の請求ありたるときは速に工事を施行すること、(2)道路改築の爲電信線路電話線路移轉の必要を生ずべき部分に付ては道路管理者豫め當該官廳と協議すること、と在つて費用は何人が負擔すべきものなるやに關しては協定する所がない、併しながら一定の費用を何人が負擔すべきかは其の費用の因て生じた事業の原因者に於て負擔すべきものであると言はなければならぬ、此一般論から言ふときは、電信電話線の

移轉を要求した道路管理者に於て移轉費用を負擔すべきものと爲るのである、然るに道路法に於ては此理論に基いて原因者負擔制度を採用して居るのであるかを證議せなければならぬ。

曩に述べた如く遞信省の電話電信線建設の爲にする道路の占用も道路法に所謂道路の占用に外ならないから、原則として其の占用に付ては道路法の規定に従はなければならぬことは一點の疑がない、唯だ道路法に於ては占用料の徵收を禁止したゞけであつて他に道路占用に關する道路法の適用を排除する規定がない、道路法の規定に依れば道路工事の爲に道路占用者に對し占用物件の移轉變更等を命ずることが出来る此場合には、道路占用者は法第五十一條の規定に依つて道路に存する工作物其の他の物件を改築除却し又は原狀回復を爲さなければならぬ義務がある、此場合に於て占用者が損害を受くるとも道路管理者は之に對し補償しないことゝ唯だ公益上の必要よりして處分を爲し占用者が損害を受けた場合に限り補償すべきことを規定したの

である、故に一般占用者が道路工事の爲に地上物件等の移轉を要するときは占用者が自己の負擔に於て物件を移轉するのである道路工事の爲め必要となつた占用物件の移轉工事は一見法第四十一條の道路工事に依つて必要を生じたる他の工事として同條を適用すべきものの如く思はるけれども道路法が特に第五十一條を設けた趣旨より觀する時はその然らざることは明白である、此の如き方法を以て立法上適當視されたのは、彼の地上權消滅の場合に於て地上權者たりし者が自己の負擔に於て其の工作物を收去する權利と義務あるのと同様である故に道路法に於ては以上述べた原因者負擔制度を採用せずして占用者義務負擔の制度を採つたものと言はなければならぬ、故に假令國の事業の爲にする占用の場合に於ても此理論に依つて移轉に要する費用は國の負擔すべき性質のものと言ふべきである。

或は右内遞兩省の協議に於て、遞信官署は道路管理者より線路移轉の請求あつたときは、其の工事設計及豫算を提示し、とあるが故に遞信省が費用を負擔すべきものでない

と主張する者があるが、道路法に於ては既に述べたるが如く占用物件移轉費用は占用者の義務負擔である、國の事業の爲にする占用物件の移轉費用は法第五十一條の規定を當然に適用することを不適當とし當事者間の協議に依らしめが爲に、其の負擔協議の手段として右の手續を定めたものであつて、此手續あることを理由として國が負擔すべきものでないと言ふことが出来ない、或は閣議の決定に依つて道路に關する工事の爲必要を生じた電信電話工作物移轉に要する費用は、道路法第四十一條の規定に依る特別の事由ある場合と爲さざることゝ爲つて居るが爲に、移轉費用を國が負擔すべきものでないと主張する者がある、併しなごら法第四十一條は道路工事の爲必要を生じた他の工事の費用に關することであつて、占用者の設置したる物件の移轉は假令其移轉に工事が伴ふにせよ、それは第五十一條の趣旨に従ふべきであつて第四十一條に所謂道路工事に依つて必要を生じた他の工事ではない、従つて右閣議の決定は移轉費用負擔のことでないから其説の誤なることは一點の

疑を容るゝ餘地がない、數百歩を譲つて其の閣議決定が移轉費用負擔免除の決定でありとするも、兩省の協定は其決定を是認したものと認むべき何等の論據がないのである。

想ふに逓信省電柱の移轉費用負擔に關しては其の根本と爲るべき道路占用の許否を道路管理者の權限に屬せしめぬい結果として、當然には法第五十一條を適用しないが、一般占用解消の場合に於ける法の精神に依つて兩省が適當に協議することゝしたことを想像するに難くはない。

内遞兩省間に協定された、電柱建設の爲にする道路占用のことに關しては當時道路會議に諮問され、道路法施行令に關する特別委員長の報告に對し、逓信省を代表した委員の泰遞信次官は逓信省用電柱移轉の都合あるを以て道路を廢止變更する場合には逓信官署に協議すべき條項を追加すべき修正意見を提出し、之に伴隨して道路工事の爲必要を生じた電柱移轉の費用は何人が負擔すべきやの問題を惹起し、討議數時間に亘つたのである、修正意見は多數決を以て成立しなかつたのであつたが、附隨問題である費用に關

して逓信次官は移轉費用の全部を府縣市町村に負擔せしむことは理論に於て差支ないとしても事實に於ては矢張り政府に於て支出することを要すと言明して居るのである。更に道路擴築等の場合に於て電柱の移轉費等は道路管理者が協議すれば、大體その希望に應じて政府が移轉費を支出するのであるかとの質問に對し、夫れはそう言ふ積りて協議に依つて話が附けば成るだけ、そう言ふ風にしたたいと考へて居ると答辯して居る(道路會議々事速記録第二二) ことに依つても費用負擔に付ては協議に依ることを前提としたことは明かである。

更に之を條理に依つて考察しても、道路管理者の管理する道路に付ては其の新設改築より維持管理に要する費用は、總て道路管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔に屬せしめつゝあるのであつて、經濟的に言ふときは道路は公共團體の支配物であると言ふも過言でない、此經濟的支配物を他人が使用する場合に在りては之に對し報酬を支拂ふことは當然である。然るに道路法に於ては道路を國の

營造物としたが爲に、國の事業の爲にする道路の占用に付ては占用料を徴收しないこととした、此點に關しては立法上大に論議すべき餘地はあるが今は夫れを論外に置き考察しても、道路の一部に電柱を建設することは、公共團體の經濟的支配に屬する土地の一部を使用するのである、法律の規定に依つて假令使用料を支拂はすとすも、其の使用を變更するときに要する費用までも尙土地の經濟的支配者たる公共團體に要求するが如きは、恐らく何人と雖公平正當な行爲と言はないであらう、法は此の如き不公平不正當を許容すべきものではないことに徴しても吾人の所論を確實ならしむるのである。

四

以上述べた如く内遞兩省の協議が費用負擔に付明定しなかつたのは、道路會議に於ける遞信省代表官の意見に在るが如く双方の協議に依つて負擔を定めむとした趣旨と條理とに依つて協議に俟つべきものと解すべきである。

以上の論據に基いて假令道路工事の爲必要を生じたるも

のにせよ電信電話線の移轉費用は全部遞信省が負擔すべきものもあるべく、或は道路管理者が負擔する場合もあるべく、若は双方の折半負擔に屬する場合もあるべく、要は具體的の事情に鑑みて双方の協定に依るのである、此解し易き理論を無視して全部を遞信省に負擔せしめ或は公共團體に負擔せむとする兩者の意見は吾人の探らざる所である。

吾人の所有地に地上權者が地上權を失ひたるも尙地上物件を收去せざるに方つては、吾人は法の與へたる範圍に於て強制執行を申請し物件の除却を實現するのであるが、こゝと官公署の紛議に過ぎない双方の協議に依つて圓滿に道路と通信事業との發達を希望して已まないものである、若し遞信省が舊來の意見を固執するに於ては必ずや道路管理者は移轉費用の負擔を恐れて電柱の移轉を要求するものなきに至り、新設若は擴張せられたる道路の中央に電柱の存在するに至り、電柱夫れ自身の安固を期することを得ざるに至るは必然なるを以て遞信當局の反省を求めて已まないのである。